

株 主 各 位

奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1

株式会社 ヒラノテグシード

取締役社長 岡 田 薫

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額
設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 退任取締役に對する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hirano-tec.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日本銀行の金融緩和の継続等を背景に企業収益が堅調に推移し、設備投資にも持ち直しの動きが見られました。個人消費につきましては原油安の影響や所得雇用環境の改善から底堅い動きとなり、景気は全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。

海外におきましては、米国や欧州では内需が堅調に推移し景気を下支えするなど回復基調となりましたが、中国や新興国での経済成長の鈍化懸念や、それに伴う設備の過剰感、更には株式市場や為替等にも警戒感が広がり金融市場は依然不透明な状況にあります。

このような状況のもと当社グループは徹底した品質管理と確かな技術力で、新たな提案や短納期への要望にお答えし、お客様に価値ある技術を創出し続けるべく、構造改革を推し進めてまいりました。

受注環境につきましては、企業の設備投資意欲も徐々に回復基調となり、電気・電子部材関連及びエネルギー関連分野を中心に、光学機能性フィルム関連製造装置や二次電池向け電極塗工装置並びに各種成膜装置などが堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は18,335百万円(前期比26.3%増)となり、利益面では経常利益2,034百万円(前期比215.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,330百万円(前期比199.0%増)となりました。

受注残高につきましては、12,999百万円(前期末比6.3%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

塗工機関連機器

当セグメントは、光学機能性フィルム製造装置及び二次電池向け電極塗工装置を中心に推移いたしました。

その結果、売上高は8,909百万円(前期比19.3%増)、うち国内は3,194百万円(前期比0.4%増)、輸出は5,714百万円(前期比33.4%増)となりました。また、セグメント利益は1,035百万円(前期比106.2%増)となりました。

受注残高につきましては、5,855百万円(前期末比3.7%増)、うち国内は3,878百万円(前期末比34.2%増)、輸出は1,976百万円(前期末比28.3%減)となりました。

化工機関連機器

当セグメントは、電気・電子部材関連の成膜装置を中心に堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は8,194百万円(前期比39.0%増)、うち国内は2,365百万円(前期比34.1%増)、輸出は5,829百万円(前期比41.1%増)となりました。また、セグメント利益は1,414百万円(前期比181.4%増)となりました。

受注残高につきましては、6,693百万円(前期末比5.5%増)、うち国内は2,915百万円(前期末比92.9%増)、輸出は3,777百万円(前期末比21.9%減)となりました。

その他

当セグメントは、染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等を行っており、売上高は1,231百万円(前期比6.9%増)となり、セグメント利益は293百万円(前期比9.4%増)となりました。

受注残高につきましては、450百万円(前期末比86.6%増)となりました。

企業集団の製品区分別売上及び受注高

製品区分	売上高(千円)	受注高(千円)
塗工機関連機器	8,909,517	9,118,722
化工機関連機器	8,194,432	8,541,045
その他	1,231,550	1,440,665
計	18,335,499	19,100,433

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、特に大口の設備投資をしておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達はしておりません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において重要な該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

- ① 当社グループが製造販売する産業用機械業界は消費マインドの低下などの金融動向だけでなくテロなどの国際情勢においても左右されます。また現状では、欧米においては経済環境の改善は持続傾向にありますが、中国や新興国においては引き続き成長の減速懸念など不透明な状況であります。そのような状況ではありますが、注力分野である電気・電子部材関連やエネルギー関連分野へ積極的に営業を展開するとともに、新市場開拓をグローバルに行い様々なリスクの回避に努めてまいります。
- ② 市場のニーズが急速に変化する環境のもと、新技術の開発を積極的に推し進め、更なる企業価値向上を目指します。「高クリーン・超薄膜コーティング技術」及び「ウェットコーティングとドライコーティングの融合」を軸に新技術の開発を行ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (平成24年度)	第 90 期 (平成25年度)	第 91 期 (平成26年度)	第 92 期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売 上 高 (千円)	15,732,258	28,504,939	14,514,007	18,335,499
経 常 利 益 (千円)	1,242,679	3,647,168	645,410	2,034,035
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	771,770	2,117,242	445,074	1,330,696
1株当たり当期純利益 (円)	51.30	140.73	29.58	88.45
総 資 産 (千円)	32,009,607	29,313,580	25,834,967	29,759,683
純 資 産 (千円)	17,967,744	19,694,901	20,121,665	20,969,502
1株当たり純資産額 (円)	1,194.28	1,309.10	1,337.48	1,393.88

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (平成24年度)	第 90 期 (平成25年度)	第 91 期 (平成26年度)	第 92 期 (当事業年度) (平成27年度)
売 上 高 (千円)	13,696,512	17,882,977	12,339,425	15,757,700
経 常 利 益 (千円)	1,011,847	1,273,197	536,191	1,807,298
当 期 純 利 益 (千円)	664,961	863,190	453,697	1,223,152
1株当たり当期純利益 (円)	44.20	57.37	30.16	81.30
総 資 産 (千円)	19,412,374	21,068,915	19,120,408	22,098,119
純 資 産 (千円)	13,536,750	14,142,121	14,541,720	15,419,810
1株当たり純資産額 (円)	899.76	940.01	966.58	1,024.98

(注) 1株当たり当期純利益の算定は、期中平均株式数によっております。

(7) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
ヒラノ技研工業株式会社	50,000千円	100%	産業用機械器具製造
株式会社ヒラノエンテック	30,000	100	繊維機械等部品製造
ヒラノ光音株式会社	30,000	100	真空装置等製造

② 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(ご参考)

連結子会社の営業状況

会 社 名	売 上 高		当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	
	金 額	前年同期比	金 額	前年同期比
ヒラノ技研工業株式会社	2,765,966千円	29.3%	159,715千円	△37.5%
株式会社ヒラノエンテック	818,394	△25.1	46,638	△51.5
ヒラノ光音株式会社	769,425	91.9	△60,777	—

(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

- | | |
|---------|---|
| 塗工機関連機器 | 各種コーティング、ラミネーティング装置並びにこれらに付随する乾燥熱処理装置及びライン制御装置 |
| 化工機関連機器 | 各種成膜装置、不織布・高機能繊維製造装置、フラットパネル塗布乾燥装置、並びにこれらに付随する乾燥・熱処理装置及びライン制御装置 |
| その他 | 染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等 |

(9) 主要な事業所及び工場の状況（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------|--------------|
| 本社及び工場 | （奈良県北葛城郡河合町） |
| 東京支店 | （東京都千代田区） |

(10) 重要な子会社の事業所等（平成28年3月31日現在）

会社名	所在地
ヒラノ技研工業株式会社	奈良県橿原市
株式会社ヒラノエンテック	奈良県北葛城郡河合町
ヒラノ光音株式会社	奈良県北葛城郡河合町

(11) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員状況

区 分	従 業 員 数
塗工機関連機器	40名
化工機関連機器	100
そ の 他	19
全 社（ 共 通 ）	158
合 計	317

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
233名	4名減	38.7歳	14.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
3. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー・アルバイト）は含んでおりません。

(12) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	208,668千円
株式会社りそな銀行	166,760
株式会社みずほ銀行	81,000
株式会社南都銀行	81,000
株式会社紀陽銀行	58,000
株式会社近畿大阪銀行	58,000
株式会社第三銀行	58,000
明治安田生命保険相互会社	32,500

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 15,394,379株 |
| (3) 株主数 | 2,030名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,450	9.64
ヒ ラ ノ 会	1,334	8.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	951	6.33
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	850	5.65
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	737	4.90
株 式 会 社 り そ な 銀 行	731	4.86
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	672	4.47
立 花 証 券 株 式 会 社	623	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	492	3.27
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NT MEL AUSTRALIAN TREATY LENDING CLIENTS ACCOUNT	379	2.52

- (注) 1. 上記の他、自己株式数350,396株を保有しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 薫	
常務取締役	定安 一男	総務・製造担当
取締役相談役	三浦 日出男	
取締役	安居 宗則	製造部長兼品質保証部長
取締役	金子 二雄	機械部長兼東京支店長
取締役	木村 規久男	
常勤監査役	田澤 憲二	
監査役	高谷 和光	ネクサス監査法人 代表社員
監査役	田中 寛治郎	

- (注)
1. 取締役木村規久氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
 2. 監査役高谷和光氏及び田中寛治郎氏は、「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - ①平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会において、木村規久氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - ②岡田薫氏は、平成27年6月26日付で取締役から代表取締役社長となりました。
 - ③取締役松葉茂美氏は、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。
 4. 監査役高谷和光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、監査役高谷和光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役高谷和光氏は、ネクサス監査法人の代表社員であります。当社はネクサス監査法人との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	木村規久男	取締役就任後当期開催の取締役会17回のうち11回に出席し、主に企業経営としての豊富な経験とそこから培われた幅広い知識と見識に基づき、発言を行っております。
監査役	高谷和光	当期開催の取締役会20回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての見地から発言を行っております。
監査役	田中寛治郎	当期開催の取締役会20回のうち15回に出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席し、第三者の見地から発言を行っております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額
取締役	7人	88,107千円（うち社外1名 2,700千円）
監査役	3人	15,451千円（うち社外2名 4,170千円）

- (注)
1. 上記には、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬額は昭和61年6月27日開催の第62回定時株主総会において年額105,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬額は昭和61年6月27日開催の第62回定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
 5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 - ・ 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額20,210千円（取締役6名に対し19,190千円、監査役1名に対し1,020千円）。
 6. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し役員退職慰労金を、以下のとおり支給しております。
 - ・ 退任取締役1名 33,260千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで監査計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠・算定内容について確認し、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定める。
- ② コンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図りコンプライアンス体制の構築を図る。
- ③ 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に努める。
- ④ 内部通報制度を整備し、通報者に不利益が及ばないようにするとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
- ⑤ 内部統制委員会は、各部門の業務遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施し、取締役社長にその結果報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループ会社に関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。
- ② 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規定、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。
- ③ 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。

- (4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。
 - ② 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
 - ③ 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予実管理を実施する。
- (5) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する管理、指導を行う。
 - ② グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
 - ③ グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
 - ④ グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の取締役からの独立性を求めた場合、監査役会規則の定めにより、監査役会は取締役に要請することができる。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求めることができる。
 - ② 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
 - ③ 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

- ④ 当社は前号に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。
- ③ 当社グループの役員及び従業員は、監査役またはその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。
- ② 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- ③ 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

改正会社法が施行された2015年5月1日以降の11ヶ月間の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・内部統制委員会による定例会議を1回開催しました。主な議題は財務報告に係る内部統制の評価状況の報告です。
- ・取締役会による定例会議を13回開催しました。
- ・内部統制委員会は、当社及びグループ会社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
- ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、奈良県企業防衛対策協議会に参加しており、その協議会の定例会が開催され総務部長が出席しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・13回開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- ・稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存されていることを確認しました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び当社グループ各社に関連する様々なリスクの対応評価を、グループ社長会、取締役会及び経営会議において実施しました。

(4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定時並びに臨時を合わせて21回の取締役会を開催致しました。

(5) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ社長会を11回開催し、業務報告及び意見交換を行い、進捗状況を取締役に報告しました。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・該当事項はありません。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 5月1日以降の11ヶ月間に行われた取締役会、経営会議、内部統制委員会、による会議に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。
- (8) 監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 該当事項はありません。
- (9) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役社長と定期的な会合を開催し、監査上の重要な事実について意見交換しました。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	23,359,840	流 動 負 債	7,645,509
現金及び預金	10,759,315	支払手形及び買掛金	4,031,139
受取手形及び売掛金	5,836,894	1年内返済予定の長期借入金	461,928
有 価 証 券	3,540,897	リ ー ス 債 務	4,060
仕 掛 品	2,601,475	未 払 金	565,499
原材料及び貯蔵品	80,697	未 払 費 用	90,522
前 渡 金	23,520	未 払 法 人 税 等	673,629
繰 延 税 金 資 産	114,833	前 受 金	1,483,869
そ の 他	404,685	賞 与 引 当 金	179,490
貸 倒 引 当 金	△2,479	製 品 保 証 引 当 金	64,676
		そ の 他	90,695
固 定 資 産	6,399,842	固 定 負 債	1,144,670
有 形 固 定 資 産	3,310,542	長 期 借 入 金	333,956
建物及び構築物	1,328,786	リ ー ス 債 務	8,529
機械装置及び運搬具	467,935	繰 延 税 金 負 債	417
土 地	1,430,598	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	160,390
リ ー ス 資 産	12,414	退 職 給 付 に 係 る 負 債	625,959
建 設 仮 勘 定	3,320	資 産 除 去 債 務	14,306
そ の 他	67,487	そ の 他	1,111
無 形 固 定 資 産	99,633	負 債 合 計	8,790,180
ソフトウエア	97,221	【 純 資 産 の 部 】	
ソフトウエア仮勘定	1,894	株 主 資 本	20,927,360
電 話 加 入 権	516	資 本 金	1,847,821
		資 本 剰 余 金	1,339,722
投 資 そ の 他 の 資 産	2,989,667	利 益 剰 余 金	18,147,415
投資有価証券	2,509,746	自 己 株 式	△407,599
長期前払費用	21,739		
繰 延 税 金 資 産	6,865	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	42,142
そ の 他	451,315	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	317,337
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△275,194
		純 資 産 合 計	20,969,502
資 産 合 計	29,759,683	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,759,683

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,335,499
売 上 原 価		14,429,582
売 上 総 利 益		3,905,917
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,955,301
営 業 利 益		1,950,615
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,229	
受 取 配 当 金	40,267	
そ の 他	53,017	105,514
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,818	
そ の 他	11,276	22,095
経 常 利 益		2,034,035
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,034,035
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	730,282	
法 人 税 等 調 整 額	△26,943	703,339
当 期 純 利 益		1,330,696
親会社株主に帰属する当期純利益		1,330,696

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	1,847,821	1,339,722	17,012,296	△407,177	19,792,663
当期変動額					
剰余金の配当			△195,576		△195,576
親会社株主に帰属する当期純利益			1,330,696		1,330,696
自己株式の取得				△422	△422
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	1,135,119	△422	1,134,697
当期末残高	1,847,821	1,339,722	18,147,415	△407,599	20,927,360

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	470,351	△141,349	329,001	20,121,665
当期変動額				
剰余金の配当			—	△195,576
親会社株主に帰属する当期純利益			—	1,330,696
自己株式の取得			—	△422
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△153,014	△133,845	△286,859	△286,859
当期変動額合計	△153,014	△133,845	△286,859	847,837
当期末残高	317,337	△275,194	42,142	20,969,502

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3 社

ヒラノ技研工業株式会社

株式会社ヒラノエンテック

ヒラノ光音株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 材 料 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建 物 | 8年～47年 |
| 機械装置 | 7年～18年 |
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金
当連結会計年度売上高に対する翌連結会計年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,690,994千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,394,379株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	75,222	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	120,354	8.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(注) 平成27年11月6日開催の取締役会決議の1株当たり配当額には、創立80周年記念配当2円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 180,527千円
- ② 1株当たり配当額 12円00銭
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	10,759,315	10,759,315	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,836,894	5,836,894	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,041,084	4,042,767	1,682
その他有価証券	1,919,979	1,919,979	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,031,139)	(4,031,139)	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	(795,884)	(797,206)	(1,322)
(6) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、満期保有目的の債券は、取引金融機関等から提示された価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(6)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額89,579千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,393円88銭
1株当たり当期純利益	88円45銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	16,491,584	流 動 負 債	5,912,022
現金及び預金	6,037,506	支払手形	2,086,282
受取掛手形	1,344,609	買掛金	545,253
売掛金	3,736,795	1年内返済予定の長期借入金	435,272
有価証券	2,599,936	リース債務	3,283
仕掛品	2,356,362	未払金	536,163
材料及び貯蔵品	57,020	未払費用	78,836
繰延税金資産	111,830	未払法人税等	579,814
繰消費税	222,031	前受金	1,410,789
その他	27,591	預り金	35,877
貸倒引当金	△2,100	賞与引当金	133,900
		製品保証引当金	45,400
		設備支払手形	21,150
固 定 資 産	5,606,534	固 定 負 債	766,285
有形固定資産	2,992,223	長期借入金	308,656
建物	1,113,355	リース債務	8,529
構築物	94,424	繰延税金負債	77,107
機械装置	402,511	退職給付引当金	252,504
車両運搬具	8,185	役員退職慰労引当金	104,070
工具器具備品	53,105	資産除去債務	14,306
土地	1,308,946	その他	1,111
リース資産	11,694	負 債 合 計	6,678,308
無形固定資産	51,732	【 純資産の部 】	
ソフトウェア	51,732	株 主 資 本	15,100,263
投資その他の資産	2,562,578	資本金	1,847,821
投資有価証券	2,214,608	資本剰余金	1,339,654
関係会社株式	125,100	資本準備金	1,339,654
出資金	5,350	利益剰余金	12,320,386
長期前払費用	21,058	利益準備金	253,551
団体生命保険	176,719	その他利益剰余金	12,066,835
その他	19,741	特別償却準備金	11,911
		固定資産圧縮積立金	64,596
		別途積立金	3,330,000
		繰越利益剰余金	8,660,327
		自 己 株 式	△407,599
		評価・換算差額等	319,546
		その他有価証券評価差額金	319,546
資 産 合 計	22,098,119	純 資 産 合 計	15,419,810
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,098,119

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,757,700
売 上 原 価		12,498,830
売 上 総 利 益		3,258,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,565,057
営 業 利 益		1,693,812
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,724	
有 価 証 券 利 息	8,637	
受 取 配 当 金	79,907	
そ の 他	43,723	133,992
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,100	
そ の 他	10,407	20,507
経 常 利 益		1,807,298
税 引 前 当 期 純 利 益		1,807,298
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	613,200	
法 人 税 等 調 整 額	△29,054	584,145
当 期 純 利 益		1,223,152

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,847,821	1,339,654	1,339,654	253,551	11,039,259	11,292,810	△407,177	14,073,110	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			-		△195,576	△195,576		△195,576	
特別償却準備金の取崩			-			-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩			-			-		-	
税率変更による積立金の調整額			-			-		-	
当 期 純 利 益			-		1,223,152	1,223,152		1,223,152	
自己株式の取得			-			-	△422	△422	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-			-		-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,027,576	1,027,576	△422	1,027,153	
当 期 末 残 高	1,847,821	1,339,654	1,339,654	253,551	12,066,835	12,320,386	△407,599	15,100,263	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	468,610	468,610	14,541,720
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		-	△195,576
特別償却準備金の取崩		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		-	-
税率変更による積立金の調整額		-	-
当 期 純 利 益		-	1,223,152
自己株式の取得		-	△422
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△149,063	△149,063	△149,063
当 期 変 動 額 合 計	△149,063	△149,063	878,089
当 期 末 残 高	319,546	319,546	15,419,810

(注) その他利益剰余金の内訳

	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金合計
当 期 首 残 高	14,542	65,678	3,330,000	7,629,038	11,039,259
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△195,576	△195,576
特別償却準備金の取崩	△2,882			2,882	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△2,531		2,531	—
税率変更による積立金の調整額	251	1,449		△1,700	—
当 期 純 利 益				1,223,152	1,223,152
自 己 株 式 の 取 得					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	△2,631	△1,082	—	1,031,289	1,027,576
当 期 末 残 高	11,911	64,596	3,330,000	8,660,327	12,066,835

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕 掛 品 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原 材 料 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。
（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 8年～47年
機械装置 7年～18年
- (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

当事業年度売上高に対する翌事業年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,885,315千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	14,653千円
短期金銭債務	189,210千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	13,157千円
仕入高	1,772,575千円
営業取引以外の取引による取引高	100,162千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	350,396株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	40,370千円
退職給付引当金	75,613千円
役員退職慰労引当金	31,309千円
減損損失	42,508千円
資産除去債務	4,280千円
その他	76,593千円

繰延税金資産小計 270,676千円

評価性引当額 △51,922千円

繰延税金資産合計 218,754千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△148,946千円
固定資産圧縮積立金	△27,602千円
特別償却準備金	△5,113千円
資産除去債務に係る除去費用	△2,368千円

繰延税金負債合計 △184,031千円

繰延税金資産（負債）の純額 34,722千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	ヒラノ技研工業(株)	奈良県橿原市	50,000	塗工機関連機器・化工機関連機器製造・販売	所有 直接100%	兼任1人	当社への製品及び部品の供給	製品・部品の仕入(注1) 配当金の受取	1,378,943 25,000	買掛金 未払金 支払手形	8,671 87,286 21,860
子会社	株ヒラノエンテック	奈良県北葛城郡河合町	30,000	染色整理機械・部品製造・販売及び修理改造等	所有 直接100%	兼任2人	当社への製品及び部品の供給	製品・部品の仕入(注1) 配当金の受取	325,617 15,000	買掛金 未払金 支払手形	2,780 18,873 47,989
子会社	ヒラノ光音(株)	奈良県北葛城郡河合町	30,000	化工機関連機器製造・販売	所有 直接100%	兼任2人	当社への製品及び部品の供給	製品・部品の仕入(注1)	68,014	未払金	1,747

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品・部品の購入については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,024円98銭
1株当たり当期純利益 81円30銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社ヒラノテクシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒラノテクシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社ヒラノテクシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社ヒラノテクシード

監査役会

常勤監査役	田澤憲二	Ⓜ
監査役(社外監査役)	高谷和光	Ⓜ
監査役(社外監査役)	田中寛治郎	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 12円 総額 180,527,796円

(うち普通配当8円・特別配当4円)

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第31条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 ①取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">② (条文省略)③ (条文省略)	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削除)3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 ①当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。</p> <p>②当社の<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 ①取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">② (現行どおり)③ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 ①取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>②増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期限は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議をもって監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前迄に發する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 ①取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 ②取締役会の議事録は、これを会社に保存する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 ①取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。 ②取締役会の議事録は、これを会社に保存する。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 ①当社は、会社法第426条第1項に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>社外取締役との間にも任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(相談役・顧問および参与)</p> <p>第32条 当社は取締役会の決議によって相談役・顧問および参与を置くことができる。 相談役・顧問および参与は、当社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 ①当社は、会社法第426条第1項に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(相談役・顧問および参与)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議によって相談役・顧問および参与を置くことができる。 相談役・顧問および参与は、当社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第33条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第34条 ①<u>監査役は株主総会において選任する。</u> ②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第35条 ①<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②<u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役は、その決議により、常勤の監査役を1名以上定めるものとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の決議</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第39条 ① <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② <u>監査役会の議事録は、これを会社に保存する。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第37条 ① <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の議事録は、これを会社に保存する。</u></p>
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第42条 ① <u>当社は、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="202 139 549 351">②当会社は、<u>会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="292 386 359 411">(新設)</p>	<p data-bbox="680 386 899 411"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p data-bbox="583 461 796 485"><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p data-bbox="568 498 1012 551"><u>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="583 586 796 611"><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p data-bbox="568 624 1012 886"><u>第40条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="583 922 822 946"><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p data-bbox="568 959 1012 1039"><u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 計算 (事業年度) 第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 買収防衛策 第47条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>第8章 買収防衛策 第46条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第92期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当社の現在の取締役全員の任期は満了いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	おか だ かおる 岡 田 薫 (昭和33年9月20日生)	昭和56年3月 当社入社 平成25年7月 設計部部長代理 平成26年6月 取締役就任 平成27年6月 代表取締役社長就任 (現在)	10,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	さだ やす かず お 男 定 安 一 男 (昭和29年3月31日生)	平成19年4月 当社入社 総務部長 平成19年6月 取締役就任 平成25年6月 常務取締役就任 平成26年4月 常務取締役総務・製造担当就任 (現在) <重要な兼職の状況> 株式会社ヒラノエンテック 代表取締役社長	10,500株
3	やす い むね のり 則 安 居 宗 則 (昭和35年1月8日生)	昭和57年3月 当社入社 平成19年4月 総務部部長代理 平成24年6月 取締役就任 平成26年4月 取締役製造部長兼品質保証部長就任 (現在)	6,300株
4	かね こ つぎ お 雄 金 子 二 雄 (昭和36年2月26日生)	昭和58年3月 当社入社 平成22年4月 設計部部長代理 平成25年6月 取締役機械部長兼東京支店長就任 (現在)	11,100株
5	※ おか だ ふ み かず 一 岡 田 富 美 一 (昭和34年11月11日生)	昭和58年3月 当社入社 平成24年10月 製造部部長代理 (現在)	9,400株

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	た ざわ けん じ 二 田 澤 憲 二 (昭和35年6月28日生)	平成23年4月 当社入社 平成26年4月 総務部部長代理 平成26年6月 常勤監査役就任 (現在)	5,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	たか や かぜ みつ 高 谷 和 光 (昭和33年12月1日生)	平成元年3月 公認会計士登録 平成4年8月 税理士登録 平成16年3月 高谷公認会計士事務所開業(現在) 平成16年12月 ネクスアス監査法人代表社員就任(現在) 平成18年6月 当社監査役就任(現在) <重要な兼職の状況> ネクスアス監査法人 代表社員	一 株
3	た なか かん じ ろう 田 中 寛 治 郎 (昭和21年1月7日生)	昭和39年4月 コクヨ株式会社 入社 平成13年4月 同社 八尾工場副工場長 平成17年1月 財団法人原総合知的通信システム基金事務局長(現在) 平成23年6月 当社監査役就任(現在)	一 株
4	き むら き く お 木 村 規 久 男 (昭和30年4月21日生)	平成20年4月 パナソニック電工株式会社 執行役員 平成25年4月 パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 全社ものづくり品質・環境担当 常務 平成27年4月 同社退社 平成27年6月 当社社外取締役就任(現在)	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者高谷和光氏、田中寛治郎氏、木村規久男氏は社外取締役の候補者であります。
3. 当社は社外監査役である高谷和光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において同氏が監査等委員である取締役を選任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、田中寛治郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、本総会において同氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 高谷和光氏は、公認会計士の資格を有しており、専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
5. 田中寛治郎氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、その経歴を通じて豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、その経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
6. 木村規久男氏は、企業経営としての豊富な経験から、幅広い知識と見識を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

7. 当社は、田澤憲二氏、高谷和光氏及、田中寛治郎氏、木村規久男氏が監査等委員である取締役就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和61年6月27日開催の第62回定時株主総会において、年額105,000千円以内とご承認いただき現在に至っております。しかし、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めに替えて、取締役（監査等委員会であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額105,000千円以内とし、具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員会であるものを除く。）の報酬額には、従前どおり、使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査役の報酬額は、昭和61年6月27日開催の第62回定時株主総会において、年額25,000千円以内とご承認いただき現在に至っております。しかし、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役は、従前監査役が行っていた監査業務を行うことに加え、取締役として取締役会の決議に参加し、他の取締役の職務の執行を監督することになります。そのため、その職責にふさわしい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬額を年額25,000千円以内とし、具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます三浦日出男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金の贈呈をお願いいたしますと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
み うら ひ で お 三 浦 日 出 男	平成8年6月 取締役就任 平成12年6月 常務取締役就任 平成15年6月 代表取締役社長就任 平成25年6月 代表取締役会長就任 平成26年6月 取締役相談役就任

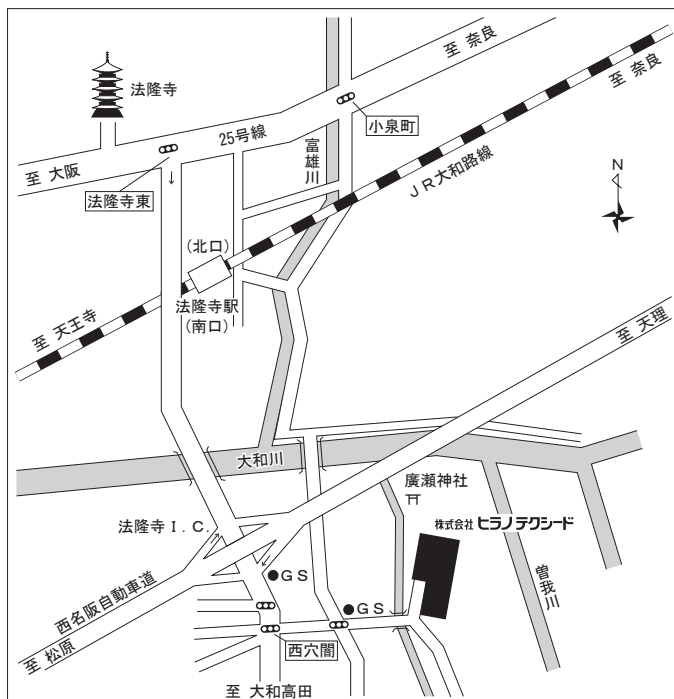
以 上

株主総会会場のご案内

会 場 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当 本 社
電 話 (0745) 57-0681

最 寄 駅 JR大和路線 法隆寺駅下車

なお、当日法隆寺駅南口に午前9時30分発の当社専用マイクロバスをご用意いたしますので、ご利用ください。



この冊子は、環境に配慮し、植物油インキを使用しております。